

那須塩原市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務 公募型プロポーザル 仕様書

1 業務名称

那須塩原市公共施設等への太陽光発電設備等導入調査業務

2 業務目的

本市では、2050年までに温室効果ガス排出量実質ゼロと、2030年度までに、2013年度比で温室効果ガス排出量の50%削減を目標に掲げ、その取組の一つとして、太陽光などの再生可能エネルギーの利活用の促進を進めている。

太陽光発電設備の導入にあたっては、地域の経済や社会にもたらす効果や事業採算性についても考慮が必要となることから、基礎情報を整理し、導入による効果も含めた、地域課題等の解決に資する公共施設への太陽光設備の導入可能性の調査及び検討を行う。

3 業務内容

上記の目的を達成するため、本市の公共施設（別表）において、以下の（1）から（5）を実施すること。

なお、業務実施にあたっては、太陽光設備導入施設及び導入場所の選定基準を明確にし、もっとも効率的に調査できるよう、基準ごとに施設の導入可能性に応じ段階的に調査を行うこと。調査においては、全施設ですべての項目を実施できることが望ましいが、予算や期間を考慮し、各施設においてどの調査まで実施するかを分類を行うこと。その際は、根拠を明確にし、事業の進捗に合わせて、段階ごとに市と協議のうえ検討すること。

また、別表中の番号207～255までの施設は既存の調査結果

<https://www.city.nasushiobara.lg.jp/material/files/group/17/houkokusyo.pdf>

も活用すること。（本編等詳細については、受託事業者に提供する。）

（1）課題・目的等の情報整理

太陽光発電設備等導入を実施にあたり生じる課題等の情報を具体的かつ適切に整理する。

（2）設置施設・場所・負荷等の調査・検討

設置施設・場所・負荷・規模等について、具体的かつ適切に調査・検討する。

- ①設置施設の構造的視点からの検討
- ②設置施設の建築的視点からの検討
- ③建築物や周辺環境等の確認のための調査
- ④太陽光発電設備導入施設及び導入場所の選定
- ⑤消費エネルギーの分析

（3）発電量・日射量等の調査・検討

発電量・日射量等について、将来の設備導入を踏まえたうえで、具体的かつ適切に調査・検討する。

- ①太陽光発電設備設置位置の調査・検討
- ②発電量・日射量の調査
- ③太陽光発電設備の設置手法・導入可能量の調査・検討（蓄電池活用の調査・検討を含む）
- ④構造計算書などによる耐荷重の調査

(4) 地域の経済・社会にもたらす効果等の分析、事業採算性の評価

太陽光発電設備等を導入することによる事業採算性を評価するとともに、地域の経済・社会にもたらす効果等を分析する

- ①イニシャルコスト及びランニングコストの算出
- ②二酸化炭素排出削減量の算出
- ③事業採算性及び費用効率性の評価
- ④地域の経済・社会にもたらす効果等の分析

(5) 報告書作成

上記の検討結果をとりまとめた報告書を作成する。

4 履行期間

契約の日から令和5年2月14日まで

5 履行場所

那須塩原市内

6 成果物

- (1) 業務実施報告書 3部
- (2) 上記(1)の電子データを保存したCD-R 1枚
- (3) 打合せ記録 一式

7 提案上限額

13,334,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

8 支払条件

精算払い

9 再委託

受託者は、本業務を第三者に再委託することはできない。ただし、再委託により効果的に業務の目的の達成が図られるもので、あらかじめ市の承諾を得たときはこの限りではな

い。その場合、費用の合計額の50%を超えるものを第三者に再委託、または請け負わせることはできない。

10 その他

- (1) 本業務は、環境省「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」又は「令和4年度二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定しているため、当該補助金の交付要領等により、補助金の目的や性格を十分理解して業務を行うこと。なお、公告時点では、「令和3年度（補正予算）二酸化炭素排出抑制対策事業費等補助金（地域脱炭素実現に向けた再エネの最大限導入のための計画づくり支援事業）」の活用を予定している。また、補助金の交付に至らなかった場合には、事業化しないことがある。
- (2) 受託者は、本業務で知り得た事項及び情報等を、履行期間終了後も含めて他に漏らしはならない。
- (3) 本業務を適切かつ円滑に実施するため、業務着手時及び実施中における協議、打合せを綿密に行い、その都度受託者が記録し、相互に確認するものとする。
- (4) 本業務による成果物は、データを含めて発注者に帰属するものとし、市の承認を得ずに使用又は貸与しないこと。
- (5) 成果物において使用される素材等について、著作権その他の権利等に関して第三者から何らかの申し出がなされた場合は、全て受託者の責任において対処すること。
- (6) 成果物に契約不適合があった場合は、市の指示により速やかに訂正すること。履行期間終了後も同様とする。
- (7) 本仕様書に記載のない事項及び業務上疑義が生じた場合は、市と受託者の協議により事業を実施するものとする。